

＜景観形成方針＞

茶畑・サツキ畑の個性的な景観の保全を図るとともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。
・特産物の茶・植木の振興や耕作放棄地の再生利用の促進により、農地などがもたらす自然的景観の保全を図ります。
・茶畑・サツキ畑などに隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
・建築物の外観等が周辺の良い景観を著しく損なわないよう誘導します。
・電柱・鉄塔等の設置が広がりのある畑地の景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
・河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和を図ります。
・周辺住民等との協働により、幹線道路沿いへの花植えなどの景観形成活動を通じて、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

注) ：遵守事項（良好な景観形成に大きな影響を及ぼさないよう景観形成上遵守すべき基準）

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“―”を記入してください。

	景観設計の手引き			鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項		具体的な配慮の内容	景観形成基準				
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を遮らないよう配慮する。	□建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。				P. 12
	b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。	□大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。				P. 14
			●建築物の分節化による規模の緩和 ○同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。	□建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。				P. 15
	c)	主要な視点場からの眺望を遮らない配置、規模とすること。	●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源への眺望をできるだけ遮らないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。				P. 17
イ 形態・外観	a)	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	●周辺景観に調和するような屋根形状 ○背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑や茶畑・サツキ畑に融和した屋根形状とする。				P. 20
			●地形との一体性に配慮した形態、外観 ○建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。				P. 21

		景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ										
		景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準														
ウ 色彩	c)	外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ベランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。	●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などの公共の場所から見える場合には、建築物本体と同系色にする、本体と同系統のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。	□道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。				P. 24										
			●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。	□建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。			P. 25											
			○主要な視点場からの眺望を遮らないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。	□屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。			P. 25											
	a)	建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。 ■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値） <table><tr><td>使用する色相</td><td>使用可能な彩度</td></tr><tr><td>R、Y R、Y の場合</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>その他（G Y、G、B G、B、P B、P、R P）の場合</td><td>2 以下</td></tr></table>	使用する色相	使用可能な彩度	R、Y R、Y の場合	6 以下	その他（G Y、G、B G、B、P B、P、R P）の場合	2 以下	□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。 ■外壁の使用可能な色彩の範囲 <table><tr><td>使用する色相</td><td>使用可能な彩度</td></tr><tr><td>R、Y R、Y の場合</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>その他の場合</td><td>2 以下</td></tr></table>	使用する色相	使用可能な彩度	R、Y R、Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下			
使用する色相	使用可能な彩度																	
R、Y R、Y の場合	6 以下																	
その他（G Y、G、B G、B、P B、P、R P）の場合	2 以下																	
使用する色相	使用可能な彩度																	
R、Y R、Y の場合	6 以下																	
その他の場合	2 以下																	
b)	周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 □建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。				P. 28 P. 29											

		景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ																				
景観上の配慮事項		具体的な配慮の内容		景観形成基準																								
			●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。 ■推奨色	□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。 ■推奨色				P. 29																				
			<table><tr><td>使用する色相</td><td>明度の推奨範囲</td><td>彩度の推奨範囲</td></tr><tr><td>Rの場合</td><td rowspan="3">5～8程度</td><td>2程度以下</td></tr><tr><td>Y R～2. 5 Yの場合</td><td>3程度以下</td></tr><tr><td>その他の場合</td><td>2程度以下</td></tr></table>	使用する色相					明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	Y R～2. 5 Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下	<table><tr><td>使用する色相</td><td>明度の推奨範囲</td><td>彩度の推奨範囲</td></tr><tr><td>Rの場合</td><td rowspan="3">5～8程度</td><td>2程度以下</td></tr><tr><td>Y R～2. 5 Yの場合</td><td>3程度以下</td></tr><tr><td>その他の場合</td><td>2程度以下</td></tr></table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	Y R～2. 5 Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
			使用する色相	明度の推奨範囲					彩度の推奨範囲																			
			Rの場合	5～8程度					2程度以下																			
			Y R～2. 5 Yの場合						3程度以下																			
その他の場合	2程度以下																											
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																										
Rの場合	5～8程度	2程度以下																										
Y R～2. 5 Yの場合		3程度以下																										
その他の場合		2程度以下																										
		●周辺の景観と調和した色彩の使用 □山地・農地・河川 ○（略）大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。	□大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。				P. 29																					
		●周辺の景観と調和した色彩の使用 □中高層建築物 ○中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮をする必要があります。	□中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。				P. 28																					
		□大規模工業施設 ○大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうるおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。	□大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。				P. 28																					
		□長大な壁面を持つ建築物 ○長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。	□長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。				P. 28																					

	景観設計の手引き			鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項		具体的な配慮の内容	景観形成基準				
エ 素材	a)	周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。	●周辺の景観との調和への配慮 ○自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。	□建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。				P. 32
			●耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。	□建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。				P. 33
			○劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。	□建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。				P. 33
オ 緑化	a)	敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。		□建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。				P. 34
			●緑化の位置についての配慮 ○緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。	□道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。				P. 35
			●地域の気候、風土への配慮 ○植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。	□敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。				P. 36
			●高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。					
			●周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。	□大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。				P. 36
	b)	大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。	●大規模商業施設における緑化の配慮 ○大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。	□大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。				P. 37
			●大規模工業施設における緑化の配慮 ○工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与えるおそれがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。	□大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。				P. 38

	景観設計の手引き			鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項		具体的な配慮の内容	景観形成基準				
	c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、修景に活かすこと。	●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるよう、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。	□敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。				P. 39
			●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えるよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えるように配慮する。	□保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。				P. 40
カ そ の 他	a)	屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いはできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。	□駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。				P. 42
				□立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。				P. 42
	b)	夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。	●過剰な光が周囲に散乱しないような配慮 ○過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。	□夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。				P. 43
			●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出やにぎわいの創出などを工夫する。	□景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。				P. 44
	c)	既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際には、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。	●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。	□増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。				P. 45
			●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化などにより遮へいする。					
	d)	太陽光発電施設を設置する際はできる限り目立たないよう配慮すること。	●周辺景観への配慮 ○太陽光パネルの高さや設置角度はできる限り低く抑え、圧迫感の軽減に努める。 ○太陽光パネルは目立ちにくい色彩とし、反射光などに配慮する。	□パネル最上部が建築物の最上部を越えないようにし、必要に応じてルーバー等で目立たないよう配慮する。 □太陽光パネルは黒色又は濃紺色とし、光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものを採用する。				P. 46